

Rhymoe®講座受講規約

Rhymoe®講座受講規約及び各講座の講座要項をご確認いただき、お申し込みください。
講座の受講申込み後、受講料の決済が完了した時点で、本規約を了承したものとみなします。

第1条（適用範囲）

1. 本規約は、一般社団法人英語リズムムーブメント協会（以下「当協会」）が主催するすべての講座（以下、「本講座」という。）を対象として効力を生じる。
2. 各講座に個別に適用される規定については、別途、講座毎に定める講座要項による。

第2条（受講の申込み）

1. 本講座の受講申込みは、本規約の内容を理解し、かつ、了承したうえで、当協会が定める所定の方法に従って行うものとする。
2. 申込者による申込内容の誤記等（例えば、連絡先の誤記による当協会からの連絡の不送達等）による不利益については、当協会は責任を負わない。

第3条（受講契約の成立）

本講座の受講申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとする。但し、別途設定する申込み期限を経過して受講料の決済をした場合は、既に定員に達している可能性があるため、当協会もしくは担当講師の承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとする。なお、当協会及び担当講師から承認されない場合、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金するものとし、返金に利息は付さない。

第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに定めるものとする。なお、講座の内容によっては、当該受講料の他に受講に必要なものに関する費用が発生することがある。

第5条（決済方法）

申込者は各講座要項に定める方法により受講料を支払うものとする。

第6条（本講座開催日前の解約）

1. 申込者は、本講座の開催日前日までは、当協会または担当講師に対して、メールまたは書面により通知することにより、本講座の受講を解約（受講契約の解除）することができる。なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催日」とは最初の講座実施日を指す。
2. 申込者が、本講座の受講を解約した時は、別途定めるとおりのキャンセル料が発生する。当協会は、受領済みの受講料からキャンセル料を差し引いた額を申込者の指定する口座に振り込むことにより返還

する（振込手数料は申込者負担とする）。

第7条（講座開講日前日以降の解約）

本講座開催日前日正午以降の受講者からの解約（受講契約の解除）及び受講料の返金は、原則として認めない。

第8条（受講料の返金）

本講座開始後はいかなる理由でも受講料・材料費・テキスト代等の受講に際して申込者が支払った金銭の返金は行わないものとする。

第9条（本講座の振替）

1. 本講座開始後、受講者が講座に出席できない場合において、当協会または担当講師が認めるときは、次の2つの方法をもって振り返ることができる。ただし、振替希望は原則1日前までに申し出ることとする。

- (1) 講座の録画を後日期間内に視聴する
- (2) 別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席する

2. 天変地異・自然災害・天候に影響されるやむを得ない事由により本講座が中止（遅延含む）された場合は、日程を変更して開催するものとする。なお、これに関連し受講者に生じる損害がある場合でも、当協会、担当講師はその賠償の義務を負わないものとする。

第10条（オンライン講座）

1. 本講座をオンラインで受講するときは、下記の事項を遵守する。

- (1) 受講者は、当協会または講師が指示したものを事前に準備し、オンライン講座を受講する前に当協会が定めたテキストや教材等を自身で準備・購入のうえ受講すること
- (2) オンライン講座の受講前に所定の動画を視聴することとされている場合は、事前に当該動画を視聴すること
- (3) オンライン講座の無断での遅刻および途中退席はしないこと
- (4) 本名で参加し顔出しをすること
- (5) オンライン講座ごとに設定されている受講期限までに受講すること
- (6) オンライン講座の録音・録画をしないこと
- (7) 受講者以外は同席させないこと。ただし、15歳以下の子どもは、事前に当協会に報告することにより同席させることができる。

2. オンライン講座を受講するためのインターネット接続サービスやシステム等の設備等及び受講するために必要となる道具等は受講者の費用負担と責任で調達するものとする。

3. 前項の設備等の不具合または道具の不準備により、オンライン講座の受講に支障が生じたとしても、当協会はそのことに関して一切の責任を負わないとする。

第11条（講座修了等の要件）

各講座の修了要件は各講座の講座要項において定めるものとし、定められた要件を満たした方のみ講座修了となる。

第12条（資格の認定）

本講座のうち当協会のインストラクター等の認定資格もしくは認定試験受験資格を得るための講座については、前条に定める講座修了がその要件となる。

第13条（著作物）

1. 本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（動画等を含め、以下「本著作物等」という。）に関する著作権は当協会に帰属し、受講者が当協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限らない。）を行うことを禁じる。

（1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に販売、贈与、配布、貸与（有償、無償を問わず）する行為

（4）本著作物等をオークション等に出品する行為

（5）その他、当協会の著作権その他の権利（法的に保護された利益も含む）を侵害する行為

2. 前項の著作権侵害があった場合には、当協会の指示に従い、著作権を侵害しているものを廃棄するなど適切な処理をするものとする。

3. 受講者は、本著作物等につき注意義務をもって適切に管理するものとする。

4. 本著作物等を用いて特許権、意匠権、商標権などの知的財産を自己又は第三者をして権利化してはならないものとする。

5. 本講座の受講において習得したノウハウ及び受講内容に関しても、本条1項各号の行為を禁止する。ただし、資格の認定を受け、当協会の別途規約に基づく範囲内においては、この限りではない。

第14条（秘密保持）

1. 受講者は、本講座を受講するにあたり、当協会によって開示された当協会固有の技術上、運営上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じる。

2. 前項の秘密保持義務は、本講座の受講が終わった後も負うものとする。

第15条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本講座の最中に下記遵守事項に従わない行為を発見した場合には、受講場所から退室するものとする。

（1）当協会及び認定講師の指示に従うこと

（2）他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと

（3）他の受講者に対して、営業活動及び政治・宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切

の行為を含む)を行わないこと

(4) 本講座の内容につき、当協会及び担当講師の許可なく録音又は録画、撮影を行わないこと。本講座の内容につき、録音又は録画した場合には、当協会の求めに応じて直ちに記録媒体を破棄すること。

(5) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当協会及び講師に一切の責任を求めないこと

第 16 条 (受講資格の失効)

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当協会の如何なる講座の受講もできなくなる。また、失効した場合においても、受講料の返金はしないものとする。

- (1) 本規約又は法令に違反した場合
- (2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (3) 当協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- (4) 当協会又は当協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 本講座の受講申込みその他当協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (6) 当協会の事業活動を妨害する等により当協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる者等、反社会的勢力に該当することが判明した場合
- (8) その他、当協会が不適切であると判断した場合

第 17 条 (権利の譲渡)

本講座の受講者の権利を第三者に譲渡することを禁じる。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、権利の承継はできないものとする。

第 18 条 (損害賠償)

受講者は、本規約および法令の定め違反したことにより、当協会及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第 19 条 (免責事項)

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、当協会は一切の責任を負わないものとする。

第 20 条 (規約の変更等)

1. 当協会は、必要と判断したときは、いつでも本規約及び講座要項の変更又は本規約の細則その他本規約に基づき適用される規則もしくは条件(以下「細則」という)の制定をすることができるものとする。
2. 本講座の受講生が、前項の変更等の通知を受けた後、本規約に定められた受講生としての権利の行使、特典の利用を行った時は、前項の変更・制定を了承したものとみなす。

第 21 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとする。
2. 当協会及び受講者は、本規約に関連する一切の紛争について、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 22 条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上

2023年5月16日

一般社団英語リズムムーブメント協会